

○津山工業高等専門学校キャリア教育委員会規程

〔平成 29 年 3 月 21 日
規 程 第 6 号〕

改正 平成 30 年 2 月 28 日規程第 2 号 令和 2 年 3 月 26 日規程第 10 号

(目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校に、学生に対するキャリア教育に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校キャリア教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生のキャリア教育に関すること。
- (2) 学生の就職及び進学等進路支援に関すること。
- (3) その他キャリア教育，進路支援に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 系長
- (2) 専攻主任
- (3) 学年主任
- (4) 学生課長
- (5) 5 年担任
- (6) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員のうちから校長が、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループの設置)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規程第10号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。